

○ 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアについて、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な取組や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

■観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能の強化

- 外国人観光案内所の整備・改良
- 観光拠点・情報交流施設の整備・改良
- ・先端機能の整備



- デジタルサイネージの整備
- VR機器の整備
- 多言語音声ガイドの整備
- AI・チャットBotの整備 等

・訪日外国人旅行者への対応力の強化



- 無料公衆無線LAN環境の整備
- 多言語翻訳システム機器の整備
- 免税対応端末の整備 ※観光案内所のみ 等
- 多言語案内用タブレット端末の整備

・施設の整備・改良、情報提基盤の強化



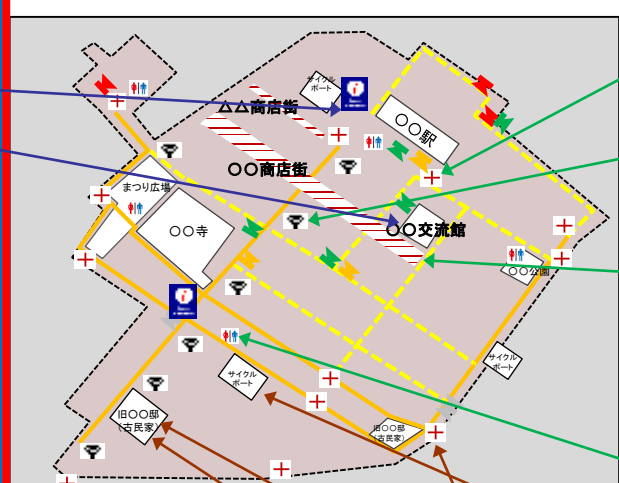
- 施設の整備改良
- H.P・コンテンツ作成
- 非常用電源装置の整備
- 案内標識の多言語化
- 案内放送の多言語化
- 情報端末への電源供給機器等の整備
- 洋式トイレの整備
- 掲示物等の多言語化 等

○非常時の対応能力の強化



- ※観光案内所のみ

地域観光スポットに基づいた散策エリアと一体的整備イメージ



外国人観光案内所 Wi-Fi 公衆トイレ 各種誘導看板 観光案内板

主幹線 副幹線 集中的整備区域 キャッシュレス端末、多言語対応機器の集中整備

地域要件

以下を含む、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある観光地として観光庁が指定するもの

- 訪日外国人旅行者の評価が既に高い観光地
- 重要な文化財や国立公園が所在する地域
- 国際的なイベント・会議の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

補助率 10分の8、**2分の1** 3分の1

事業主体

- (1) 地方公共団体 (港務局を含む。)
- (2) 民間事業者 (公共交通事業者等を含む。)
- (3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
- (4) 協議会等

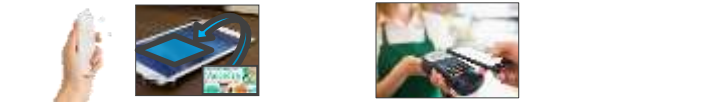
■まちなかの周遊機能の強化 (まるとインバウンド対応)

- まちなかにおける多言語観光案内標識の一体的整備
- 無料エリアWi-Fiの整備



- ICTを活用した案内標識の整備
- デザインを統一した多言語サイン看板の整備
- 無料公衆無線LAN環境の整備

○地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備



- 多言語翻訳システム機器の整備
- 先進的な決済環境の整備
- 多言語翻訳用タブレット端末の整備
- 免税店電子化対応環境の整備

○公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上



- 洋式便器の整備及び清潔等機能向上 (光触媒タイルの活用等)

■古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり

文化財・国立公園の周辺地域における歴史的資源のインバウンド整備を支援



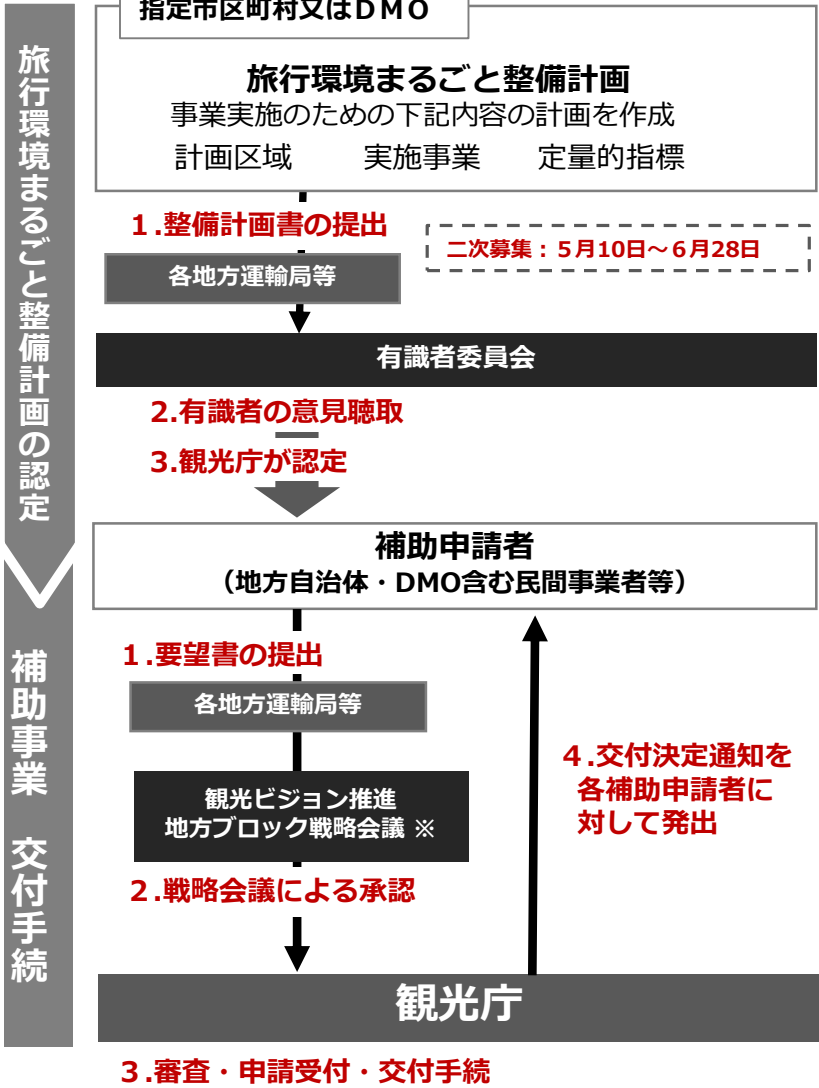
- 歴史的観光資源の高質化
- シェアサイクルの導入
- 電線の地中化や軒下・裏配線等の無電柱化
- 古民家等の観光資源化

■「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業

○ レンタカーを利用したインバウンド観光の先進県である沖縄県内の「道の駅」における取組について、全国のモデル事業とすべく重点的に支援



- 外国人観光案内所等の整備・改良等
 - 多言語翻訳システム機器等の整備
 - 洋式便器の整備及び清潔等機能向上
 - 空車・満車情報の多言語化
 - インバウンド向けの体験メニューの開発
 - ホームページの多言語化 等
- ※ その他、「道の駅」の管理者、運営者、観光関係者、「道の駅」施設内の民間事業者等からなる協議会により策定される計画の内容を含む。



■ 申請スキーム

訪日外国人旅行者が特に多い又はその見込みがある市区町村（指定市区町村）又はDMOが単独又は共同で、指定市区町村に係る観光地ごとに旅行環境まるごと整備計画（以下「整備計画」という。）を作成

※「非常時の対応能力の強化」整備のみを実施する場合は、整備計画の作成は不要です。

1. 地方運輸局等を経由して観光庁に整備計画を提出
2. 外部有識者の意見聴取
3. 観光庁が支援対象とする整備計画を認定

補助対象事業者は、設定された整備計画に記載された補助事業に関わる要望書を作成

1. 補助申請者は、地方運輸局等に要望書を提出
2. 観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議による承認
3. 観光庁が要望書を審査し、申請受付・交付決定手続を実施
4. 観光庁より、交付決定のあったものに対し、交付決定通知を、各補助申請者に対して発出

※ 観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議：「明日の日本を支える観光ビジョン」の目標の実現に向け、全国10ブロックにおいて地方整備局、地方運輸局等が中心となり、国の他の出先機関や知事・政令市長、地元経済界の代表等を交えて地方ブロック戦略について意見交換を行う